ロ　農地法第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項（同法第五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十八条第三項並びに第三十九条第四項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）

ハ　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十六条第二項及び第三項（これらの規定を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十七条第八項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十一条第八項において準用する場合を含む。）

ニ　農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）

ホ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第六項

ヘ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第四項及び第五項

ト　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第七条第四項及び第五項

チ　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第十二項及び第十三項（これらの規定を同法第八条第四項において準用する場合を含む。）

二　次のイ及びロに掲げる協議において都道府県機構が行う業務

イ　東日本大震災復興特別区域法第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

ロ　大規模災害からの復興に関する法律第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

三　次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務

イ　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の七第二項の農林水産省令・国土交通省令　同条第一項の協議

ロ　地域再生法第十七条の十五第二項の農林水産省令　同条第一項の協議

ハ　東日本大震災復興特別区域法第二十四条第二項第一号の農林水産省令　同条第一項第一号に該当する同項の計画に係る同項の協議

ニ　東日本大震災復興特別区域法第四十七条第四項第十五号の農林水産省令　同法第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ホ　東日本大震災復興特別区域法第四十九条第八項第五号の農林水産省令　同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議

ヘ　大規模災害からの復興に関する法律第十一条第四項第十五号の農林水産省令　同法第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ト　大規模災害からの復興に関する法律第十三条第八項第五号の農林水産省令　同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第十七条から第十九条までの規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができる。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　改正法第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条の規定により選任された委員（この政令の公布の際現に在任するものに限る。以下「在任選任委員」という。）の数が七人を超えている農業委員会（以下「超過農業委員会」という。）についての新法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、超過農業委員会の委員の定数の設定の状況及び任期満了の時期を勘案して農林水産省令で定める日までの間、この政令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令第五条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数に、在任選任委員の数から七を減じて得た数を加えて得た数以下であることとする。

農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○厚生労働省令第百六十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項、第三項から第五項まで及び第七項、第九条、第十条第一項、第十二条第二項及び第四項、第十六条並びに第二十七条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令

（法第八条第一項の届出）

第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）の住所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出することによって行われなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　常時雇用する労働者の人数

三　一般事業主行動計画（法第八条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を定め、又は変更した日

四　一般事業主行動計画の計画期間

五　一般事業主行動計画を定める際に把握したその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況

六　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標及び当該取組の内容の概況

七　一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

八　一般事業主行動計画の公表の方法

九　一般事業主行動計画を変更した場合にあっては、その変更内容

十　女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法

（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等）

第二条　法第八条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第四号までに掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十五号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事